

令和3年度概算要求について

1. ネットパトロール事業

医業等に係るウェブサイトの監視指導体制強化

令和3年度概算要求：54,650千円（令和2年度：54,650千円）
上記のほか、緊要な経費については事項要求

1. ネットパトロール事業

平成27年7月に消費者委員会より「美容医療サービスに係るホームページ及び事前説明・同意に関する建議」がなされたこと等を踏まえ、平成29年度よりネットパトロール事業を実施。

① 広告等の監視

医業等に係るウェブサイトが医療広告規制等※に違反していないか監視する（主に一般通報による監視）。

② 規制の周知等

不適切な記載を認めた場合、当該医療機関等に対し規制を周知し、自主的な見直しを図る

③ 情報提供・指導等

改善が認められない医療機関を所管する自治体に情報提供を行う。（自治体は指導等を行う）

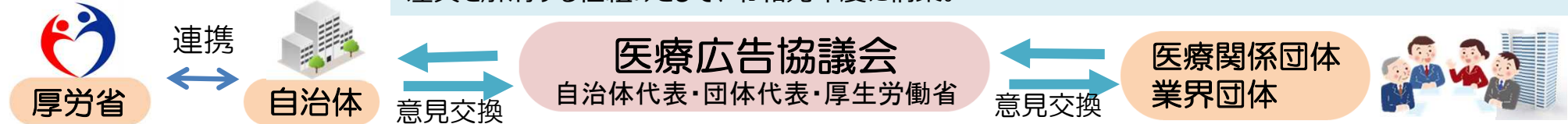
④ 追跡調査の実施

自治体に対する情報提供の後の改善状況等の調査を行う

※医療法、医療法施行令、医療法施行規則、医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項、医療広告ガイドライン

2. 医療広告協議会

平成30年6月の医療法改正施行に伴い、自治体での個別判断事例が増加しており、自治体間での指導内容の差異を解消する仕組みとして、令和元年度に構築。



3. 目標処理件数の増加

4. 普及啓発活動の実施

課題 美容医療サービスに関する消費生活相談事例の件数は医療法改正等により一定の減少が認められているが、横ばい傾向であり更なる対応が求められる。

期待される効果 ウェブサイトの目標監視件数を増加すること等により、自由診療を提供する医療機関等のウェブサイトの適正化につなげ、消費者トラブルの減少を目指す。

5. 消費者庁等との連携強化



課題 現在ネットパトロール事業は一般通報をメインに運営しているが、ウェブサイトの適正化をより進めるため、**委託事業者が自ら検索する能動監視を強化**する必要がある。

期待される効果 ネットパトロール事業の能動監視において、消費者庁所管の（独）国民生活センターが管理・運営するPIO-NET(消費生活情報ネットワークシステム)に登録された消費生活相談情報を活用した監視を行うなど、消費者庁等との連携を強化する。

6. コールセンターの設置



課題 ネットパトロール事業における医療機関からの問い合わせ窓口は、現在メール対応のみとなっており、医療機関から回答が遅いなどとして、改善が求められている。

期待される効果 ネットパトロール事業において、不適切な記載が認められた医療機関と委託事業者とのやりとりについて、専用の窓口を設置することにより、医療機関のウェブサイトが迅速に改善されることが期待できる。

2. 医療機能情報提供制度

全国の病院等を検索できる医療情報サイトの構築

令和3年度概算要求：事項要求（令和2年度：0千円）

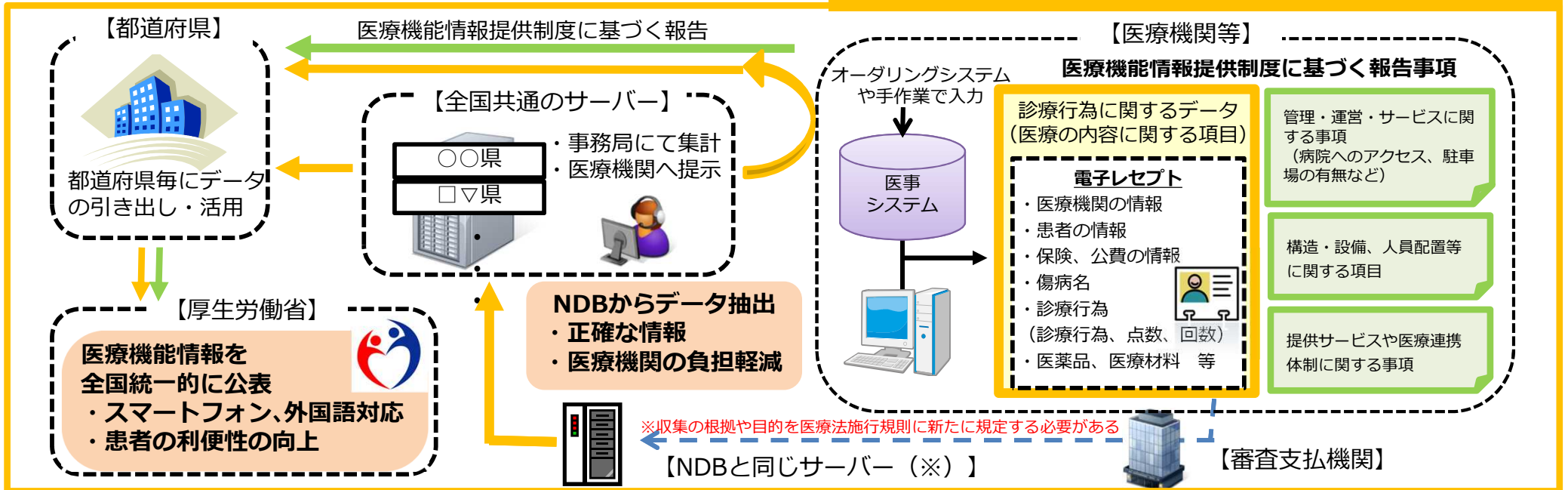
現状の課題

- 医療機能情報提供制度は、都道府県ごとに閲覧システムを公開
 - ・ スマートフォンや外国語対応等を含め、公表方法に差がある。
 - ・ 県境の患者は複数の都道府県の検索サイトの閲覧が必要。
- 規制改革実施計画で、医療機関の負担軽減が求められている。
- 都道府県毎に運用状況が異なるため、公表されている情報の粒度や内容の正確性に差があるとの懸念もある。

対応案

- 厚生労働省が管理する全国統一的な検索サイトを構築し、利便性を向上。
- レセプト情報・特定健診等情報データベース（NDB）からデータを抽出し、医療機関が利用できる仕組みを付加することで、医療機関からの報告に係る負担軽減につなげるとともに、正確性を担保する。

医療機能情報提供制度の新しい業務フローイメージ図



システムの基盤構築に向けた工程表（案）

令和3年度			令和4年度（診療報酬改定）				令和5年度				
4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
プロジェクト管理（統計調査、レセプトデータ集計の運用等）											
仕様書作成・調達手続		システム構築（関係者向け機能）				システム構築（住民・患者向け機能）				運用・保守	
都道府県支援			データ移行・運用テスト				データ移行・並行運用				

3. 医療の質向上のための体制整備事業

医療の質向上のための体制整備事業

令和3年度概算要求：47,629千円（令和2年度：47,629千円）

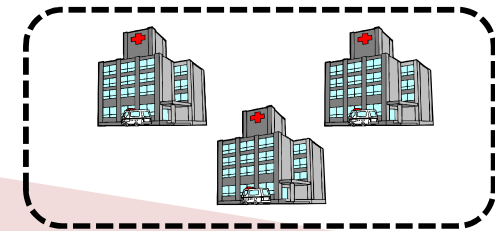
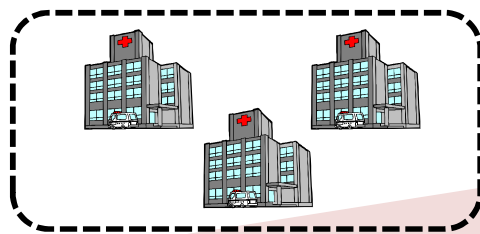
課題

厚生労働省は、医療の質を向上させるため、平成22年度から医療の質の評価・公表の取組を行う病院団体を支援することで、約千の病院が取組を行うようになった。しかしながら、データ収集の負担、医療の質の向上活動を担う中核人材不足を理由とした参加病院数の伸び悩み、団体間での臨床指標やその定義のばらつきなどが課題となっている。

方向性

これらの課題を解決するため、これまでの既存の取組を最大限に活かすことを前提とし、医療の質の評価・公表に積極的に取り組む病院団体等の協力を得ながら、「医療の質向上のための協議会」を立ち上げ、医療機関、病院団体等を支援する仕組みを構築する。

事業内容(イメージ)



医療機関、病院団体等の
医療の質向上サポート

事務局機能

医療の質向上のための協議会運営



【採択事業者】

結果報告



財政支援



【国】

- 医療の質向上のための具体的な取り組みの共有・普及
 - ✓ 好事例の共有
 - ✓ 手引き作成
 - ✓ 臨床指標の公表
- 医療の質の向上活動を担う中核人材の養成
- 臨床指標の標準化
- 臨床指標の評価、分析支援